

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県海部郡蟹江町須成西十丁目 8 番地

氏 名 中部第一輸送 株式会社

代表取締役 森 敏彦

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 1 4 条 第 1 項  
第 1 4 条 の 2 第 1 項 の 許 可 を 受 け た 者 で あ る こ と を 証 す る 。

茨城県知事 橋 本 昌



許 可 の 年 月 日 平成 2 6 年 1 0 月 6 日

許 可 の 有 効 年 月 日 平成 3 1 年 8 月 1 6 日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

積替え保管を除く：燃え殻，汚泥，廃油，廃酸，廃アルカリ，廃プラスチック類（自動車等破砕物を除き，石綿含有産業廃棄物を含む。），紙くず，木くず，繊維くず，動植物性残さ，ゴムくず，金属くず（自動車等破砕物を除く。），ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除き，石綿含有産業廃棄物を含む。），鋳さい，がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。） 以上 1 5 種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類，積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
該当なし。

3. 許可の条件  
特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	変 更 内 容	許可（届出）年月日	変 更 内 容
平成 21 年 8 月 17 日	新規許可		
平成 26 年 10 月 6 日	更新許可		
	以 下 余 白		

5. 積替え許可の有無 有・無  
（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

市名  許可番号

6. 規則第 9 条 の 2 第 5 項 の 規 定 に よ る 許 可 証 の 提 出 の 有 無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。